

2 省 略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 省 略

二 省 略

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

4・5 省 略

（倉庫用建物等の割増償却）

第六十八条の三十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 同 上

4・5 同 上

（倉庫用建物等の割増償却）

第六十八条の三十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又

倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 24 省略

### （植林費の損金算入の特例）

第六十八条の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十二条第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 23 省略

## 第六十八条の三十九 削除

は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 24 同上

### （植林費の損金算入の特例）

第六十八条の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十条第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 23 同上

### （鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第六十八条の三十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第五十二条第一項各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該連結親法人又はその連結子法人がその支出した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額があ

(準備金方式による特別償却)

第六十八条の四十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定(以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。)により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。)には、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、前項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度)終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度(当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出(当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出)をしている場合に限る。)において、各特別償却対象資産別にその満たない金額(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入された金額(同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。))があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。)以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第六項に

る場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(準備金方式による特別償却)

第六十八条の四十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定(以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。)により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。)には、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、前項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度)終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度(当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出(当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出)をしている場合に限る。)において、その満たない金額(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入された金額(同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。))があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。)以下の金額を損金経理の方法により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び第六項に

において「適格合併等」という。)により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下この項において「被合併法人等」という。))が当該適格合併等の日(適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において同じ。)を含む連結事業年度(当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度であつて青色申告書を提出している事業年度である場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度)において第一項又は第十一項の規定(当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第五十二条の三第一項又は第十一項の規定)により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。)がある場合において、各特別償却対象資産別に当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 4 10 省 略

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この条において「適格分社型分割等」という。)

( )により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時として各特別償却対象資産別に当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。)で、かつ、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度)終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度(当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規

において「適格合併等」という。)により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む連結事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下この項において「被合併法人等」という。))が当該適格合併等の日(適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において同じ。)を含む連結事業年度(当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度であつて青色申告書を提出している事業年度である場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度)において第一項又は第十一項の規定(当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第五十二条の三第一項又は第十一項の規定)により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。)がある場合において、当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 4 10 同 上

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この条において「適格分社型分割等」という。)

( )により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時として当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合(第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。)で、かつ、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項の規定の適用を受けた連結事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度)終了の日の翌日以後一年以内に終了する各連結事業年度(当該各連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規

定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）において、適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時として各特別償却対象資産別にその満たない金額（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。）以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13 26 省 略

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第六十八条の四十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省 略

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで、第六十八条の十四、第六十八条の十五、第六十八条の十六から第六十八条の二十一まで、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定

三・四 省 略

2 省 略

（海外投資等損失準備金）

第六十八条の四十三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割

定する連結確定申告書の提出（当該各連結事業年度までに開始した事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合に限る。）において、適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該連結事業年度終了の時としてその満たない金額（第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入済金額」という。）があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。）以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13 26 同 上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第六十八条の四十二 同 上

一 同 上

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで、第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定

三・四 同 上

2 同 上

（海外投資等損失準備金）

第六十八条の四十三 同 上

2・3 同 上

4 第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割

、第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資又は適格事後設立により当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号から第三号まで、第五号又は第七号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号から第四号までに該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

二 省 略

三 適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（第二項第二号に掲げる資源開発投資法人に該当するものを除く。）に第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該被現物出資法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

四 省 略

五 省 略

六 省 略

七 省 略

5 1 7 省 略

8 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、指定期間内の日を含む各

、適格現物出資又は適格事後設立により当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第二号、第四号又は第六号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第三号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

二 同 上

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

5 1 7 同 上

8 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、指定期間内の日を含む各

連結事業年度の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人(第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。)又は被事後設立法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十(当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の百)に相当する金額(当該連結事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 14 省 略

15 第一項又は第八項の海外投資等損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人(外国法人である被現物出資法人を除く。)に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格現物出資直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該適格現物出資により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)とみなす。

16 122 省 略

(特定災害防止準備金)

連結事業年度の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十(当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の百)に相当する金額(当該連結事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 14 同 上

15 第一項又は第八項の海外投資等損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格現物出資直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該適格現物出資により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額)とみなす。

16 122 同 上

(特定災害防止準備金)

第六十八條の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五條の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

217 省略

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五條の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

917 省略

第六十八條の四十七 削除

第六十八條の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五條の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

217 同上

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五條の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

917 同上

（特定都市鉄道整備準備金）

第六十八條の四十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、適用事業年度において、第五十六條第一項に規定する整備事業計画（以下この条において「整備事業計画」という。）に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事（以下この条において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同項に規定する工事費（以下この項及び第十項において「工事費」という。）の



支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該連結事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額（同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の第五十六条第一項第一号に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部の移転（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。）を受けた日を含む連結事業年度にあつては、第六項第二号に定める金額に相当する金額を含む。）

二 当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の十分の四に相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「単体特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度の終了の日までに第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2) 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各連結事業年度をいう。

3) 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4) 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれか早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該いずれか早い日を含む事業年度の翌事業年度（当該翌事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日を含む事業年度終了の日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第五項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該連結親法人又はその連結子法人の当該整備事業計画の期間の末日

二 当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設を当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日（その日が二以上ある場合には、最も遅い日

51 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該整備事業計画の期間が変更された場合であつて当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設の一部を当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したことにより輸送力の増強に著しい効果を生じさせる場合として財務省令で定める場合に該当することとなつた場合には、当該事業の用に供された部分に相当する当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を基礎として財務省令で定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日後連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の各連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

61 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合には、その該当することとなつた日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定都市鉄道整備促進特別措置法第十一条の規定により整備事業計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額

二 特定都市鉄道整備促進特別措置法第九条の譲渡、合併又は分割により鉄道事業の全部を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るもの

- とする。)により合併法人又は分割承継法人に鉄道事業の全部を移転した場合は、その合併又は分割型分割の直前における特定都市鉄道整備準備金の金額ロイに掲げる場合以外の場合、鉄道事業の全部を移転した日における特定都市鉄道整備準備金の金額
- 三 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。)その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定都市鉄道整備準備金の金額
- 四 前三項及び前三号の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 7| 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 8| 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。
- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人
- 三 合併(適格合併を除く。)により鉄道事業の全部を移転する場合の当該合併の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る被合併法人である連結親法人
- 四 分割型分割(適格分割型分割を除く。)により鉄道事業の全部を移転する場合の当該分割型分割の日の前日を含む連結事業年度 当該分割型分割に係る分割法人である連結法人
- 9| 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 10| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する認定事業者であるものが、同項に規定する適用事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいづれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした連結事業年度の連結

所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11| 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定都市鉄道整備準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12| 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第七項及び第五項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第四項中」と読み替へるものとする。

13| 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

14| 第六十八条の四十三第十項及び第十四項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第

五十六條第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八條の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同條第十四項」とあるのは「第五十六條第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八條の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

15] 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同條第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

16] 第六十八條の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同條第十六項中「第三項」とあるのは「第六十八條の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同條第十七項中「第五十五條第十八項」とあるのは「第五十六條第十六項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八條の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同條第十八項」とあるのは「第五十六條第十六項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八條の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

17] 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

18] 第六十八條の四十三第十九項及び第二十項の規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被

(新幹線鉄道大規模改修準備金)

第六十八条の四十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十六条第一項に規定する指定所有営業主体（以下この条において「指定所有営業主体」という。）であるものが、適用事業年度において、同項に規定する承認積立計画（以下この条において「承認積立計画」という。）に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設（同項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設をいう。第九項において同じ。）の大規模改修（第五十六条第一項に規定する大規模改修をいう。以下この条において同じ。）の実施に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 第五十六条第一項第一号に規定する累積限度額（次号及び第三項において「累積限度額」という。）に同条第一項第一号に規定する積立期間（以下この条において「積立期間」という。）に含まれる当該連結事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二 当該連結事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において

事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十七第四項中」と読み替えるものとする。

19 第一項、第三項から第六項まで及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(新幹線鉄道大規模改修準備金)

第六十八条の四十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十六条の二第一項に規定する指定所有営業主体（以下この条において「指定所有営業主体」という。）であるものが、適用事業年度において、同項に規定する承認積立計画（以下この条において「承認積立計画」という。）に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設（同項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設をいう。第九項において同じ。）の大規模改修（第五十六条の二第一項に規定する大規模改修をいう。以下この条において同じ。）の実施に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 第五十六条の二第一項第一号に規定する累積限度額（次号及び第三項において「累積限度額」という。）に同条第一項第一号に規定する積立期間（以下この条において「積立期間」という。）に含まれる当該連結事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二 当該連結事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において

第五十六條第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（以下この号において「単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」という。）がある場合には当該単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。

## 2 省略

3 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額が累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該承認積立計画に記載された積立期間の末日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日後連結事業年度に該当することとなった連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額がある場合には、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、当該積立期間の末日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度の翌事業年度（当該事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度終了の日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認積立計画に係る工事予定期間（同条第四項に規定する工事予定期間

第五十六條の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（以下この号において「単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」という。）がある場合には当該単体新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

## 2 同上

3 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額が累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該承認積立計画に記載された積立期間の末日を含む連結事業年度後の各連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日後連結事業年度に該当することとなった連結事業年度以後の各連結事業年度）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額がある場合には、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、当該積立期間の末日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度の翌事業年度（当該事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度終了の日の翌日を含む連結事業年度）開始の日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認積立計画に係る工事予定期間（第五十六條の二第四項に規定す



をいう。次項第五号において同じ。)の月数が百二十に満たない場合には、当該工事予定期間の月数)で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同条第二項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道事業(以下この条において「新幹線鉄道に係る鉄道事業」という。)の全部を移転する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一七 省略

6 10 省略

11 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項中「第五十五条第十項」とあるのは「第五十六条第十二項において準用する第五十五条第十項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第五項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第五十六条第十二項において準用する第五十五条第十項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

12 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割(適格分割

る工事予定期間をいう。次項第五号において同じ。)の月数が百二十に満たない場合には、当該工事予定期間の月数)で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同条第二項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道事業(以下この条において「新幹線鉄道に係る鉄道事業」という。)の全部を移転する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一七 同上

6 10 同上

11 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十項中「第五十五条第十項」とあるのは「第五十六条の二第十二項において準用する第五十五条第十項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第五項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第五十六条の二第十二項において準用する第五十五条第十項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

12 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割(適格

型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。

この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

13 第六十八條の四十三第三項及び第十四項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八條の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十四項中「第五十五條第十四項」とあるのは「第五十六條第十三項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八條の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六條第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八條の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

14 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

15 第六十八條の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十

分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

13 第六十八條の四十三第三項及び第十四項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が同項の適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八條の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十四項中「第五十五條第十四項」とあるのは「第五十六條の第十三項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八條の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六條の第十三項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八條の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

14 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

15 第六十八條の四十三第十六項及び第十七項の規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第六十

八条の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十六条第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

16 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

17・18 省 略

（ガス熱量変更準備金）

第六十八条の四十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業（以下この条において「一般ガス事業」という。）を営むもの（大規模な事業者として財務省令で定めるものを除く。）が、適用事業年度において、熱量変更費用（第五十六条の三第一項に規定する熱量変更費用をいう。以下この条において同じ。）の計画（以下この条において「熱量変更計画」という。）ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりガス熱量変更準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親

八条の四十八第一項、第三項及び第四項」と、同条第十七項中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十六条の二第十五項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十八第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十六条の二第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十八第四項中」と読み替えるものとする。

16 第一項又は第九項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額とみなす。

17・18 同 上

（ガス熱量変更準備金）

第六十八条の四十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業（以下この条において「一般ガス事業」という。）を営むもの（大規模な事業者として財務省令で定めるものを除く。）が、適用事業年度において、熱量変更費用（第五十六条の三第一項に規定する熱量変更費用をいう。以下この条において同じ。）の計画（以下この条において「熱量変更計画」という。）ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりガス熱量変更準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 同 上

二 当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親

法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六條の二第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金の金額（以下この号において「単体ガス熱量変更準備金の金額」という。）がある場合には当該単体ガス熱量変更準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）に係るガスの供給計画（政令で定めるものに限る。）に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日（第五十六條の二第二項に規定する熱量変更完了予定日（以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。）前五年以内に終了する連結事業年度のうち政令で定める連結事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度をいう。

3 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度（当該熱量変更計画に係る熱

法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この号及び第四項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十六條の三第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金の金額（以下この号において「単体ガス熱量変更準備金の金額」という。）がある場合には当該単体ガス熱量変更準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出（同条第二項の規定による届出を含む。）に係るガスの供給計画（政令で定めるものに限る。）に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日（第五十六條の三第二項に規定する熱量変更完了予定日（以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。）までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。）前五年以内に終了する連結事業年度のうち政令で定める連結事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度までの各連結事業年度をいう。

3 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六條の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度（当該熱量変更計画に係る熱